

令和8年第5回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年5月8日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟2階中東会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	×
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 14名） （推進委員 4名）

欠席委員 （農業委員 0名） （推進委員 1名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹

案 件

・報告	第11号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
・報告	第12号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	5 件
・議案	第12号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	3 件
・議案	第13号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件
・議案	第37号	農地法第5条の規定による許可申請について (令和7年11月定例会審議保留分)	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、ただ今より令和8年第5回農業委員会定例会を開催させていただきます。 まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆さんこんにちは。 ゴールデンウィーク明けもたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。この会も今日を入れまして5、6、7とあと3回となっております。なんとなく寂しくもなりますが、また新しく委員としてよろしく願いいたします。エンドウの方も終わりに近づいてきてタマネギ、ジャガイモの収穫見込みで、これからも農作業の方忙しくなるので、農機具の事故等も結構多くなってきております。まずは慌てず、急がず、落ち着いて安全に農作業の方進めていただきたいと思います。 それでは、事務局の方より案件の概要説明の方よろしく願いいたします。
事 務 局	それでは、令和8年第5回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。 まず、はじめに、報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 西浦地区1件です。 次に、報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 高鷲地区5件です。 次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 古市地区1件、埴生地区1件、丹比地区1件の計3件です。 次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区1件です。 最後に令和7年議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 令和7年11月定例会に審議保留になった分です。 場所は西浦地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件6件、議案案件5件 合計11件となります。

事 務 局	なお、本日欠席の委員は、埴生地区の尼丁委員です。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を堀内副会長と高橋委員に申し上げます。 報告第11号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 自分の土地を自分のために使用する届出となります。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、広瀬349番の一部 地目は田 面積は353㎡のうち106.60㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、建物建築で居宅となります。 現地確認委員は、塩田委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について、問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。 説明は以上です。よろしく願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしく申し上げます。 報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の権利の移転を伴う転用届けとなります。 高鷲地区の5件続けてご説明させていただきます。 1件目です。 位置図②5条届出をご参照ください。 対象農地は、高鷲八丁目69番1 地目は田 面積は75㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。

	2 件目です。 対象農地は、高鷲八丁目69番2 地目は田 面積は154㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 3 件目です。 対象農地は、高鷲八丁目69番4 地目は田 面積は142㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 4 件目です。 対象農地は、高鷲八丁目71番 地目は田 面積は416㎡ 高鷲八丁目72番 地目は田 面積は365㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 5 件目です。 対象農地は、高鷲八丁目76番 地目は田 面積は715㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、5件あわせまして、奥野会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありましたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 議案第12号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第12号納税猶予に関する適格者証明につきまして、3件続けてご説明させていただきます。 これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。 位置図③適格者証明をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 被相続人・相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和7年9月18日です。 適用農地は議案書のとおりです。 現地は市立石川プラザから南阪奈道路の南側にある市街化区調整区域内の農地

事務局	です。 申請人は、被相続人と同じ住所地に居住されている息子様で、相続後の今年に水稻栽培をされており、現地確認時において、全てにおいて稲が育っていることを確認しておりますので、引き継いだ相続人のご子息においては、今後もこのように農地の活用を適切に行われ、また機材についても引き継いでおられると、また通作においても問題なく計画通り耕作を継続すると判断いたします。 現地確認委員は松本武博委員です。 2件目です。 位置図④適格者証明をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 被相続人・相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和7年8月23日です。 適用農地は議案書のとおりです。 現地は、四天王寺大学から南東に位置している市街化区域内にある農地です。 現地の状況は、畑にて草刈りをされ畝をたてられており、一部エンドウなど作付けされています。 相続人は、妻で長年耕作に携わっており、農業器具を引き継いでおります。耕作を続けることも実績から見ても問題ないと思います。 現地確認委員は高岡副会長です。 3件目です。 位置図⑤適格者証明をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 被相続人・相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和7年8月23日です。 本案件は2件目と被相続人が同じ方であります。 相続人は息子様です。 現地は河原城地内の市街化区域内農地です。 現地は市道沿いに隣接しており、現状は水稻等を継続して作っていくと聞いております。農機具等も引き継いでおられ、計画に沿って水稻の作付けについて続けていくと聞いております。 現地確認委員は大谷章委員です。 説明は以上です。3件続けてご審議の程よろしくお願い申し上げます。
奥野議長	1件目の古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員いかがですか。
地元委員	5日に見に行ってみまして、●●さんは、水守地区でマルナスを作っておられまして相当大規模にやっておられます。水稻も一部やっておりますけども農業としては、今後も頑張っておっていかはると思いますので問題はないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案通り可決決定いたします。
奥野議長	2件目の埴生地区の相続税び納税猶予に関する適格者証明について、地元委員いかがですか。
地元委員	昨日5月7日に現地確認してまいりまして、きれいにされていまして、問題はないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の埴生地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案通り可決決定いたします。 3件目の丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員いかがですか。
地元委員	4日に現地確認行ってきまして、今年もお米作りをされると思いますけど、異議はございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、3件目の丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案通り可決決定いたします。 議案第13号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第13号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、1件説明させていただきます。
事務局	1件目です。 地図⑥ 利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 権利の設定は使用貸借権となります。 期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間です。 現地は駒ヶ谷地内を走る広域農道の南側に近接しており農地への通路は確保されています。 ビニールハウスも残っており一部敷地の所に残置はあるんですけども、そこは借り手の方が貯蔵を行います。借受人は法人で、今まで周辺地区においてもこの制度を利用して規模を拡大されてきて実績を積んでおります。 農地所有者と協議のうえ借受けの話がまとまり、計画性においてもブドウを作付するということで残っている施設を利用するということで計画的に進めていると考えております。 現地確認委員は植野委員です。 よろしくご審議の方お願いいたします。

奥野議長	駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	4月28日に現地確認してまいりました。グリーンロードのアクセスのいいところで、本件は更新案件で、シャインのブドウを作っています。特に問題はないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。 令和7年第11回農業委員会定例会にて審議が保留となっておりました、令和7年議案第37号農地法5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第37号農地法5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 本案件は農地転用に伴う所有権移転です。 位置図⑦をご参照ください。 地区名は西浦地区 申請地は蔵之内769番1 地目は田 面積は2,095㎡ 譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。 転用目的は スクラップ置場、権利の種類は所有権移転です。 農地区分については、第3種農地です。 申請地は、南阪奈道路と国道大阪外環状線が交差する羽曳野 IC 前交差点から北西に近接する蔵之内地内にある調整区域内農地です。 譲受人の法人は、金属スクラップ、古物の売買等を営んでおり、市内に事業所を構えております。 買取した既存のスクラップ資材が満杯の状態で、新たな事業用地の確保が急務となり、近隣に条件の合う申請地があったので、購入の上整備を行うため本申請に至りました。 置場に置く資材は、鉄筋、H鋼、鉄スクラップ、銅、雑線、ステンレス、アルミ、真鍮です。 申請に必要な開発の不要証明と進入路にあたる水路の占用許可は取得済みで提出されています。 事業資金については、法人の預金口座で経費を上回る残高確認済みで事業の遂行に問題はないと考えております。 排水計画については、雨水と資材から出る油について対策を講じている旨説明を受けましたが、油の流出の件について防除体制が不十分ではないかということで疑義があり、前回、地元の耕作者との間で説明会を開いて合意するということを条件に継続審議となったのが経緯でございます。 審議後に11月、12月、1月で計3回を新町公民館にて、3村の水利組合と耕作者に参加いただき説明会を行いました。質疑が30項目以上に及び、地元水利組合への誓約書を作成し相互に確認するところまで進んだのですが、まとまらず説明会が双方合意いらず終了しました。

	1月30日には、管轄水利組合である新町水利組合から同意書の撤回の申出がありました。 説明会において、業者側が支店である河原城の置場で水質について検査を行った結果発表しましたが、置場で取り扱う銅について検査項目があり、数値の基準が上回っている可能性があることが判明しておりました。 そのため銅が用水路に流入した場合での基準について、今後の許可の判断材料となって事務局としては、関係機関とも相談を行い、許可相当か不許可相当か判断を行うために大阪府へ相談させていただきました。 〈水質検査について説明〉 農業用水路に係る分析結果、現在操業しているスクラップヤード近辺、今後の申請地の所と流出経路の途中の所3か所いずれも数値が下回ったということで、耕作物に影響を与えるということではないという結果になりましたので、不許可としての立証ができないため許可相当やむなしという判断になってきたわけです。 ただし、誓約書を付けるということが条件になっていましたので、その誓約書はいただいたということで、この案件について農業委員会といたしましては許可相当やむなしと判断で定例会で審査されるものかどうか伺うものでございます。 以上の結果として判断を仰ぐということで説明を以上とさせていただきます。
奥野議長	西浦地区の農地法5条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	しょうがないなと思います。これからも注視して検査とかも、誓約書で水質検査、3年間入っていて、それを市からも農業委員からも意見も出して、やっていこうかと思います。地元の耕作者も残念なところもあると思いますが、しょうがないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：35】